

養父市農業委員会

第3回会議録

令和7年12月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第3回会議録

1. 開催日時 令和7年12月24日（水曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第 7号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第 8号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（12名）

2番 珍坂聡

3番 谷村昭雄

4番 秋山博

5番 米田渡

6番 坂本光

7番 濱田房子

8番 足立一雄

9番 宇佐見孝一

10番 谷垣重俊

11番 村上隆司

12番 和田道直

13番 田村和樹

5. 欠席農業委員（1名）

1番 木下計介

6. 出席推進委員（11名）

14番 長村賢一

15番 井上浩一

16番 荒木奈見

17番 安田正博

18番 生田和雄

19番 圓山満

20番 山根達夫

21番 栗田匡晃

22番 齋藤隆之

23番 小林誠

24番 山本尚義

7. 欠席推進委員（1名）

25番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 城戸 優臣

主事 西村 陽聖

事務局： それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

秋山会長： どうも皆さん、こんにちは。第3回の総会ということでございますが、今回の総会で今年はもう終わりということになります。気忙しい中ですが、今朝ほども現場確認をしていただき、早朝より大変御苦労さまでした。雨が降る前で非常によかったなと思っております。雨が降ると非常にやっぱり冷たいですし、風邪でも引かれたらまた年末に大変だということで、雨が降る前に終わりにして、それはよかったと思っております。

先月、11月17日には非農地の件で研修を行い、また今回、12月19日、この間ですけれども、転用に関する現地説明会を国木のほうで開かせていただきました。新委員さんの方、たくさん参加をしていただきました。非常に実のある内容でよかったと思います。事務局からの説明もしつかりした説明をしていただきました。この転用の立地基準なりそれから一般基準に関しましても内容の把握がしっかりできたのではないかなと思うような状況で、今後の農業委員活動、それから報告等に大いに活用していただけたらなと思う研修になりました。大変御苦労さまだったと思います。

それと、今回、農業委員会の中で少しあったというのは、女性農業委員の登用ということが今回も言われました。県下でもまだ約5地区ほどはまだ女性農業委員が全くいないというようなそういうような状況で、養父市にしましては女性委員の方が3名、もう現実におられます。そして、今日はちょっと欠席されております上垣さんあたり、農業士の資格等々もお持ちのようですし、今後女性のそういう農業委員での活動の先駆けになっていただけるような方ではないのかなと、また、ほかに、荒木さんなり、それから濱田さんも各方面でいろいろと頑張っていておって、今後も御活躍をされるのではないかと思います。それでも今後はできる限り農業委員会の活動の中で次期また役員、委員の教育とかあっせんとか、そういうことも引き続き女性の目線で女性を、また誰か良い方を推薦するというような形も今後御協力をいただけたらなと思って考えているような次第でございます。

そして、また、農業会議の中でも出ました、豊岡市農業委員会の中に高尾さんという女性のリーダー的な方がおいでです。一度ぐらい来られたことがあったのかな、こっちに、なかったかな。この間の会議の中でも説明をされましたですけど、非常に立派な御説明をされて、非常に女性農業士として活躍して、いろんなことをされております。そういう方に倣えということでもないんですけれども、ああいう方向性で養父市も女性の農業委員さんをできるだけ増やすような方向で今後も考えていきたいなということで思っておりますので、今現

実におられる委員さんにはできるだけ御努力と御協力をお願いしたいなというようにも考えております。

ただらと言ってもあれですけども、できるだけ農業委員活動がスムーズに今後行えるように、また、今年最後になりましたですけども、来年に向けてできるだけお体のほうも十分に御自愛をいただきまして、来年の委員会に十分に全員が参加していただけますように、よろしくお願いしたいと思います。

以上で会長の挨拶とさせていただきます。今日は御苦労さまです。

事務局：初めに会議の成立を報告いたします。本日、出席農業委員13名中、今現在11名ですけども、お一人、遅れて来られる予定になっております。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は11名の出席となっておりますので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行は、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、秋山会長、お願いいたします。

議長：それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、6番の坂本農業委員と7番の濱田農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。議案第7号「農地利用集積促進計画案に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：1ページを御覧ください。議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」です。公告は令和8年2月16日を予定しています。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が131,817平方メートル、104筆、畑が12,931平方メートル、12筆で、合計144,748平方メートル、116筆です。設定をする戸数は47戸、設定を受ける戸数は15戸となっています。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用貸借権が116筆、144,748平方メートル、うち新規が78筆、94,091平方メートル、移転が38筆、50,657平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年でございます。詳細については、次ページ以降に記載しております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は、新規設定する78筆は令和18年3月31日までの10年間となっております。また、19ページ以降から記載のある移転する38筆につきましては、それぞれの1筆ごとに新規設定された当初の残りの期間が移転後の期間となっております。なお、冒頭申し上

げましたとおり、今回は平成27年度に新規設定をした筆、能座区と営農組合が10年経過したことによる更新がございます。5ページの12番の筆から16ページの40番までの筆が能座区、17ページにあります41番から18ページの48番までが営農組合の筆でございます。以上であります。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、議案第7号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長：挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第8号「非農地証明申請の承認について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：24ページを御覧ください。議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、養父市十二所の土地1筆で、面積は664平方メートルです。所有者は十二所の方、非農地の事由としましては、昭和51年から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは25ページから29ページとなっております。

2番、養父市玉見の土地1筆で、面積は105平方メートルです。所有者は大藪の方で、非農地の事由としましては、30年ほど前から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは30ページから34ページとなっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
番号1番の十二所の件について、担当農業委員より説明を求めます。
3番、谷村農業委員。

谷村委員：3番、谷村です。今日は朝早くから、お忙しい中、御苦勞さまでした。
説明させていただきます。25ページ御覧ください。場所ですが、左下の赤丸のどこなんですけども、地域局前の道を大屋方面に行ったところ、広谷からも、旧道からも入れるんですけども、農協も過ぎて真っすぐ行ったところ辺り、前

の広谷中学校跡地で分譲地でいっぱい建っているところに至る大屋の左側の場所になります。それを道を挟んだ向かいの土地になります。

26ページを御覧ください。ここは先月に申請がありました311-1の手続に入ったところ、311-4のところが現況に合っていないということが発覚したようで、これの申請になります。

28ページをお願いします。現況につきましては、左側の倉庫、母屋は僅かかかっているんですけども、倉庫、その向こうに車庫等がありまして、そこがもう既にこの農地に建ってるということになっています。始末書もつけていただいていますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査員の説明を求めます。

6番、坂本農業委員。

坂本委員： 6番、坂本です。26ページの航空写真を見てください。字限図と併せて見ていただいたらいいんですが、非常にいびつな形の土地になっております。もうここには既に、先ほど谷村委員が言われましたように車庫、それから倉庫等が既に建ってる所でございます。中に入る道にもコンクリートで固めたきれいな敷地内の道路になっています。非農地相当だと思います。以上でございます。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

19番、圓山推進委員。

圓山委員： 圓山です。よろしくお願いします。先般説明いただきましたとおり、農業委員さんと担当の報告委員さんの説明のとおりで違いありません。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第8号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の玉見の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3 番、谷村農業委員。

谷村委員： 3 番、谷村です。31ページを御覧ください。この航空写真の一番下に書かれている道が、右に行くと広谷、隣部落は左近山になります。左に行くと大屋ということで、隣部落は新津になります。ここの道沿いで玉見の入り口、集落に入ってすぐのところになります。赤枠でくくったところになりますが、これは移転にまつわる処理に入ったところ、地目と違っているということになっている状態です。

33ページを御覧ください。現況はこんな、車庫といえますか農機具置場といえますか、それが2棟建っているような状況でありまして、特に近隣の農地には影響はないところでもありますし、始末書もついていますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

7 番、濱田農業委員。

濱田委員： 7 番、濱田です。よろしくお願いします。先ほど谷村委員から説明がありましたので詳しくは説明しなくても大丈夫かと思うんですけど、写真を見ていただいたら本当に、33ページの下の写真の農機具小屋なんですけど、車が1台、今日行ったら入って入って、車庫で使ってますみたいな感じでやってたんですけど、本当に壊れそうな車庫で、うちらには関係ないんですけども、今にも壊れるんじゃないかと本当に心配しました。横の軽トラが止まっているところも軽トラで支えてるような状況でして、そんな状況で、この移転には関係ありませんけども、早くここを何とかしたほうがいいんじゃないかなと思いました。申請の分は別に問題ないかと思うしますので、御審議のほうよろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

19番、圓山推進委員。

圓山委員： 19番、圓山です。ただいま説明いただきましたとおり相違ありません。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第8号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案に入ります前に、この議案の内容につきまして、簡単ではございますが説明させていただきます。

まず、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてという議題がございます。そもそも農地法第4条第1項の規定とは何かといいますと、農地法第4条第1項の本文を見ますとこう記されています。農地を農地以外のものにする者は、県知事の許可を受けなければならないと記載されております。つまり、自分が所有している農地であっても、農地以外に利用する場合には勝手にすることができません。必ず県知事の許可を受けなければならないということになっております。今回はその申請が上がってきたので、こちらの議案となっております。許可に当たりましては、農業委員会が申請を受け付け、総会で審査した後、兵庫県へ進達することとなっておりますので、本日この議案において御審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、35ページを御覧ください。議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市上箇の土地1筆、面積は471平方メートルのうち182平方メートルです。申請人は、養父市上箇の方で、事業拡大に伴い、既存の農業用施設用地では手狭となっているため、申請地内に農業用倉庫及び農業機械置場を建設することが転用の目的です。なお、今回の申請は、これまでから事業拡大に伴い約3回の申請があり、今回で土地の全てが転用されることとなります。関連ページは、36ページから39ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の上箇の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については農用地区域内にあります。農用地区域内にある農地ですが、農用地の用途区分が農業用施設となっており、転用の目的も農業用施設

であることから許可の対象となります。一般基準においては、資力、信用を同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
3番、谷村農業委員。

谷村委員： 度々谷村です。38ページを御覧ください。字限図もありますけども、この地図でお伝えしたほうが分かりやすいので、斜め下から上に走っている道、地域局の前の道ですけども、これをYタウンのほうに信号から向かっていただいて1個目の左に入るところ入っていただいたらこの所在地となります。農地としましては、隣の39ページに赤枠と黄枠で囲ってあるのが全体の農地になりますが、黄枠のほうは以前に申請があったところで、今回につきましては赤色の枠のところになります。この農地を使われている方はまだ農地拡大中でありまして、規模もこれから増やしていくという意思もあるようで、今手狭になってるので施設の拡大、機材を置く場所を確保するという事で申請が上がってきました。ということで、審議をよろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査員の説明を求めます。
5番、米田農業委員。

米田委員： 失礼します。5番、米田です。先ほど谷村さんが言われたとおり、若手の農業経営者で経営規模拡大中ということで現地のほうを見させていただきました。39ページのところに図が出ておって、これ今まで使っておられる既存の農業施設用地があって、ピンクでかかるとるほうが今回の申請地になるんですけど、この絵だけ見ると分かりにくいんですけど、既存の農業施設用地のほうも単管パイプで小屋を増設されたりしておられて、結構農機具がいっぱい入ってありました。それから、建物の前では野菜の直売等もされとるようでして、今の施設が非常に手狭な感じに見受けられました。それから農業用の規模も拡大されるということなので、趣旨から見ても制度から見ても、この方が施設用地として拡大されることは妥当だなというふうに思いましたので、報告に代えさせていただきます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、圓山推進委員。

圓山委員： 19番、圓山です。この方は、私が農業委員を担当させていただいていたときに農用地利用の集積等で御無理を言って、本当に農地をたくさん管理していただいております。やる気のある方なので、ぜひ応援したいとも思います。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
安田推進委員。

安田委員： 黄色の既存の農業用施設の用地と新設地の用地は1筆なんですか。

事務局： 同じ筆です。

安田委員： 1つずつこれまで転用してきたということで、その一部一部を。

事務局： そうです。今までは1筆の中を3回に分けて徐々に拡大していったということになっています。

安田委員： 分かりました。

議長： ほかにございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第9号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： こちらも議案に入ります前に、この議案の内容につきまして、簡単ではございますが説明をさせていただきます。

まず、農地法第5条第1項の規定とは何かというところですが、先ほどと同じように農地法の本文を読みますと、第5条第1項には、農地を農地以外のものにするために権利の設定、または移転をする者は県知事の許可を受けなければ

ばならないと記載されております。つまり、自分が所有している農地を自分ではない違う誰かが農地以外に利用するための権利設定であつたり権利の移転を行う場合には、必ず県知事の許可を受けなければならないということになっております。ここでいいます権利の移転というのは、所有権の移転のことを指します。また権利の設定とは、賃貸借権であつたり地上権など、土地を利用するための権利の設定を言っております。こちらの許可に当たっては、まず農業委員会が申請を受け付け、総会で審査した後、兵庫県へ進達することとなっております。こちらはその議題となっておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

改めまして、40ページを御覧ください。議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町国木の土地3筆、合計面積は1,415平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町国木の方3名、譲受人は豊岡市の株式会社です。申請地内に建て売り分譲住宅、露天駐車場を5区画及び道路を建設することが転用の目的で、移転する権威は所有権です。なお、この申請地は国木地区の地域計画に入っております。地域計画に入っている農地を転用する場合には、まず地域計画を変更しその地区を除外することが必要となっておりますが、こちらにつきましては地権者からの申出を受け、地元で協議し、地域計画から除外されております。その後、変更の公告と所定の手続を行い、令和7年11月28日をもって地域計画からの除外が完了いたしましたので、今月の総会にかけております。関連ページは、41ページから60ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の国木の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用、同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めますが、担当委員は私ですので、4番の私のほうから説明をさせていただきます。ちょっと座って説明させていただきます。

秋山委員：午前中は現地確認ほう、大変御苦労さまでした。まずは関連ページです。今、事務局が言いました41ページから60ページになりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず場所になりますけれども、43ページの航空写真を見ていただきましたらと思います。国道9号線、国木の交差点をつるぎが丘公園のほうに向かいまして約100メートル、市道労金団地線、ここを100メートル行ってもらったところの右手に隣接する、この地図で見ましたら赤丸の農地が今回の申請農地になります。

続いて、44ページの航空写真を御覧ください。ちょっと分かりにくいんですけども、緑枠内に3筆の農地がございます。42ページの、続いて公図を見ていただくと分かるんですけども、図面の下側から字下タイの16-1、それから21-1番、それから21-2番と連続した農地となります。北側と南側に用水路があり、左側には隣接するほ場があるわけですが、進入路の、今言いました労金団地線の公衆道路の高さが約2メートル以上ございます。ということで、ブロックの擁壁工事が約2メートル25センチから3メートル14センチぐらいの高さになると思われそうですが、この擁壁工事をなされることで土砂の流入という影響もなくなるということで、近隣の農地への水利及び日照への問題もないのではないかと思います。また、以前からこの辺りにはもう一般住宅、量販店、それから整備工場など隣接しておりまして、その時点で近隣からの苦情も今のところ出ておりません。今後も農地への不具合も今のところないものと考えられます。

続いて、45ページから60ページは、土地利用計画図となっております。それと設計図並びに施工図が添付されておりますので、これはお手元の資料を御確認いただいたら結構かと思っております。

また、今回、先ほども事務局からありました、地域計画内の農地でありますということで変更手続も、ちょっと時間はかかったわけですがございますけれども、完了しております。それで地元の区長さん、それから農会長、それから隣接関係者の方にも非常に御苦労いただきまして、同意をいただいてもおります。問題は特段ないものと思われしますので、今回御審議のほうよろしくお願いしたいなと思っております。以上です。

議長：続いて、現地調査員の説明を求めます。

6番、坂本農業委員。

坂本委員：6番、坂本です。現地を確認してきました。気になりましたのは、道路と当該地の間に生活用排水、30センチぐらいのがあります。それはどうなるかと尋ねたところ、これはしっかりと残しておく、地上げをしても残すようにとい

うのを確認しました。2メートルほど土地のほうが高いので、それを地上げしようと思ったら相当の資金が必要になるのかなと思いました。先ほど事務局の説明のあったように残高証明、もしくは融資証明で確認されたということなので、特に今後問題ないのかなと思います。申請でよろしいかなと思います。問題ないと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、安田推進委員。

安田推進委員： 17番、安田でございます。先ほど農業委員の2名の方が説明をされてい
ましたように、特に農業に関しては問題はないんじゃないかなろうかと思ひまして、
御審議のほうはよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
山根推進委員。

山根推進委員： 事務局にちょっとお尋ねします。ここの土地は、さっき言われた、地域
計画に入ってたということですけども、これ見させてもらったのはもう
完全、放棄地でした、ほとんど。そのときに、そういった計画をしたと
きに申請とか計画案は、この農地はどういう形で地域計画に出しておっ
たんかなと思って。

事務局： 国木区地域計画を策定した際に、現在の、今、地権者の方3名おられました
が、その方ではなくて、実際に耕作されておられた方に地域計画策定のときには
今後どのようにしていきますかというようなアンケートを取っているんで
すけども、その際には今後検討というような、地域計画の目標地図の色分けで
見れば灰色、グレー色の意思表示を示されてるような場所でございます。た
だ、営農については少し前といいますか、営農は確保されておった場所ござ
いますので、地域計画の中、また地域計画の中で農業をしている場所というこ
とで、多面的機能交付金の対象農地であつたりとかにも含まれておりますので、
そういった面で地域計画の中には、策定のときには含んでおつたというような
ところでございます。

議長： ほかに何かございますか。
小林推進委員。

小林委員： 23番、小林です。この申請地、たまたま僕が持つてゐる土地の水路を挟んだ土

地なんですけども、水路を挟むと隣接地にならないということで、僕らの判子
は実際には要らないという形になるんですが、2つ問題点がありまして、幅が
30センチないぐらいの水路がある、その保全をどうするのか、例えば先ほど言
われた道沿いの排水路とかあれの管理も2メートル掘った状態のままするの
か、じゃあそれから維持管理はどういうふうにするのかとか、そういうふうな
ことも聞いておられるのかどうか。

あとは、この辺の水路、このページの公図の一番左のほうに分岐点があるん
ですけど、その分岐点からずっと小山の農会が保全管理をしている。だから、
ましてやこの辺の国木の農会はほとんど機能されてないという分があって、国
木の区長とか農会長の判子を押されて、国木地区なんでそれは分かるんですけ
ども、実際の農業を経営してどうこうする分には小山の農会のほうの、ちょっ
と伺いがあってもよかったんじゃないかなと、例えばうちとの間の水路でも国
木農会が判子でいいですよといったところで困るのは小山の農会なんで、水路
の維持管理というのは小山のほうの農会がしてるってこと、多分、国木の方も
知っておられると思うんですよ、自分たちはしてないから。それをどういうふ
うな考えで、区長にしかり、農会長にしかり、判子を押したのかという、その
責任感とか、どういうふうにお考えなのかとか、その2点、水路。一応、たま
たまでですけど、この●●●さんの測量士の方が来られて、そのときのこちらの
要望は一定、聞いていただけたのは聞いていただけたんです、維持管理するの
が大変なので、せめて1メートル近い分、控えてくれって言って、その設計図
は書きますとはいって、僕は測量の判子を押したんですけど、権限としたら、
隣接地じゃないんで、その権限はない。その辺のこともちょっと考えていかな
いと、これからどんどんどんどん悪い状態になっていくのが増えていくんじや
ないかなと、各地見てたところで、家の裏のほうの水路は結構ゴミ捨場って言
ったら失礼ですけど、家のごみが落ちてるのが平気な状態になってるのが多々
あるので、ちょっとその辺のことも考えてお願いしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。まず1点目でございますが、水路につきましては、4
2ページの字限図を見ていただきましたら、ここ、隣接される小林さんの農地
と申請地の中に青色の水路が走っていると思います。こちらはいわゆる青線と
いわれるもの、水路になっておりまして、多分、現状は30センチぐらいのもの
だと思うんですが、権利上は90センチ以上確保する形になっておりますので、
もともとは国のものなんですけども、今は土地利用未来課、市が管理しているもの
になりますので、こちらの隣接地については90センチの水路確保が必ず要りま
す。少し分かりにくいんですが、45ページの計画図面を見ていただいて、ちょ
っと右側横向きにいただいた断面図の下側、こちらがAからA'に切って
いる断面ですが、この右側がいわゆる隣接地になります。ちょっと見にくいん
ですが、その水路の間が0.90と書いてありますので、水路側の敷地としては90

センチちゃんと確保しますよといった図面になっています。そこから幾らか控えて擁壁を建てる形になっておりますので、現存水路からはしっかり距離を確保した上で擁壁が施工されるのかなといったところです。

ただ、水路の管理については、農業用水路になりますので、この転用される側の事業者ではなくて地元管理にももちろんになります。事業者側が配慮することは、その使用農業用水路の中に土砂が流入するとかがないような配慮はもちろんしていただくのが当然なんです。逆に水路の管理となると、事業者側は何もさわれない、またはさわる義務はないというところになりますので、そこは引き続き、国木であったり小山の農会で管理していただく必要があるのかなと思っております。

あとは、農会の同意につきましては、こちらの土地が所属している農会になると思いますので、今回であれば国木の農会であったり国木の地域計画の中で同意が図られていることになります。ただ、もちろん隣接しているところは小山の農会になりますので、今後しっかり小山の農会のほうにもお話に行ってくださいということは事業者側に伝えさせていただこうと思いますので、そんなところです。以上です。

議 長： よろしいでしょうか。

小林委員： 大丈夫です。

議 長： ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 異議なしと認め、議案第10号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 61ページを御覧ください。報告①、農地の使用貸借の解約通知についてです。

1番、藪崎の土地2筆、合計面積は2,868平方メートルです。貸人は上野の方、借人は上野の株式会社です。合意解約年月日は令和7年11月8日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は地権者の親

族の方が耕作されます。

2番、小城の土地11筆、薮崎の土地6筆、計17筆で合計面積は7,243平方メートルです。貸人は小城の方、借人は豊岡市の方です。合意解約年月日は令和7年12月3日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は地権者の方が耕作されます。以上です。

議長：事務局の説明は終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②、農地法第18条の6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局：63ページを御覧ください。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

1番、大谷の土地2筆、合計面積は1,910平方メートルです。貸人は大谷の方、借人も大谷の方です。合意解約年月日は令和7年12月2日、土地の引渡しは令和7年12月31日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用し、三宅の方が耕作されます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局：報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町高柳の土地2筆、面積が1,582平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は八鹿町高柳の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月5日、許可日が11月17日となっています。

2番、八鹿町高柳の土地1筆、面積が433平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は豊岡市の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月5日、許可日が11月17日となっています。

3番、八鹿町高柳の土地2筆、面積が713平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方、譲渡人は八鹿町高柳の方です。所有権を移転される予定です。申

請日が11月5日、許可日が11月17日となっています。

4番、八鹿町高柳の土地1筆、面積が631平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の方、譲渡人は大阪府東大阪市の方です。所有権を移転される予定です。申請日が10月10日、許可日が11月20日となっています。

5番、小城の土地1筆、面積が1,393平方メートルです。譲受人は小城の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月13日、許可日が11月20日となっています。

6番、小城の土地1筆、面積が2,504平方メートルです。譲受人は小城の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月13日、許可日が11月20日となっています。

7番、八鹿町高柳の土地2筆、面積が1,050平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の株式会社、譲渡人は大阪府東大阪市の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月19日、許可日が11月28日となっています。

8番、八鹿町八木の土地4筆、面積が8,318平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の株式会社、譲渡人は豊岡市の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月19日、許可日が11月28日となっています。

9番、大谷の土地1筆、面積は452平方メートルです。譲受人は大谷の方、譲渡人は大谷の方です。所有権を移転される予定です。申請日が11月19日、許可日が12月3日となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局：まず、この報告の前に、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを御説明します。

この届出は、農地を相続したら農業委員会への届出が必要であり、この報告はその届出がありましたので、御報告させていただきます。

報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、八鹿町浅間の土地16筆、合計面積が11,383平方メートルです。申請人は八鹿町浅間の方です。取得した日が令和7年7月16日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、葛畑の土地9筆、合計面積が5,377平方メートルです。申請人は葛畑の方です。取得した日が平成9年8月10日、相続により所有権を取得されてい

ます。被相続人は記載の方となっています。

3番、堀端の土地1筆、面積が143平方メートルです。申請人は尼崎市の方です。取得した日が令和7年11月20日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

4番、三宅の土地8筆、合計面積が2,315平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和7年4月22日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

以上で第3回農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長

親山 博

署名委員

坂本 光

署名委員

濱田 房子